

質問要旨 現在、PPS活用に向けての進捗状況は具体的にどのようなになっているのか。

答弁要旨

ご質問のPPS、いわゆる新電力^をの活用出来ていない施設の状況につきましては、今年度、高圧施設の調査を行った結果、20施設が活用可能であると判明しました。

これらの20施設につきましては、10月供給開始に向けて入札を実施しており、入札不調の3施設を除いた17施設について、新電力への移行が決まっております。

また、低圧施設については、具体的な料金メニューを提示していない新電力事業者も多く、特に街路灯や公園灯など定額制となる料金メニューは特殊な案件であり、これらの担い手となる新電力事業者が今のところいないのが現状でございます。

こうしたことから、今後は低圧施設の実態調査を行い、新電力との契約が出来る条件を整理する予定です。

以上

質問要旨 本市の学校施設を除く、新旧耐震基準の公共施設の耐震化率62%。しかし、学校施設を除く旧耐震の171施設における耐震化率は19.88%となっている。この数字をどのように考えているのか。

答弁要旨

耐震性を有していない約38%の施設につきましては、約28%(33万9千㎡)の施設が、建替えや廃止することをすでに予定しており、残りの約10%(11万9千㎡)が、今後、具体的な対応を定めていく必要がある施設となります。

こうしたことから、公共施設の耐震化を含めた取組状況につきましては、全国的な取組との比較において、遅れはあるものの、財政状況をはじめとした様々な制約がある中、可能な限り取組を進めているところでございます。

以上

質問要旨

附属機関の委員の選任について、その後どのような調整、周知が行われたのか。

答弁要旨

附属機関の委員の選任にあたっては「附属機関の活性化に関する基本的な指針」に基づき、本年7月に各所属長に対して附属機関等の委員の選任や任期等について再点検を行い、適正な運用に努めるよう周知を行ったところでございます。

以上

質問要旨

平成28年度の電気料金予算額のうち、高圧電力総額とPPS活用額、また低圧電力総額とPPS活用額はいくらか。

答弁要旨

平成28年度の電気料金予算額20億6千万円のうち、高圧施設にかかる電気料金の予算額は15億8千万円であり、そのうち新電力を活用する見込みの施設の当初予算ベースの金額は15億6千万円となっております。こうしたことから、新電力をどの程度活用出来ているかということで申しますと、ほとんどの施設が活用できていることとなります。

また、低圧施設にかかる電気料金の総額は4億8千万円ですが、そのうち新電力活用額はございません。

以上

質問要旨

結果的に今年度の電気料金不要額(削減額)はいくらと試算をしているのか。また、この金額は27年度予算と比較していくら削減できているのか。

答弁要旨

平成28年度の電気料金予算額は、約20億6千万円で、現時点での^{一定条件の比}決算見込額で試算すると、約16億7千万円となり、~~決算見込額~~との差は約3億9千万円となります。

同様の考え方に基づいて平成27年度の予算額は、約20億7千万円で平成28年度の決算見込額との差は約4億円となります。

以上

質問要旨

今後低圧部分約5億円の電気料金の活用をいつまで
行っていく予定なのか。

答弁要旨

低圧施設の多くを占める街路灯や公園灯については、
法人向けの料金メニューを公表している新電力事業者
がない状況であり、現時点で、新電力を活用する目途は
立っておりません。

こうしたことから、^{新電力事業者の動向を注視するとともに} 今後は低圧施設の実態調査を行い、
低圧施設が新電力で契約出来る条件を整理するなど、
さらなる新電力の活用に向けて、取り組んでいくこととし
ております。

以上

質問要旨

本市の電気調達可能業者は7者となっているが、その契約可能業者の要件はどうなっているのか。

答弁要旨

本市におきましては、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、「尼崎市電力の調達に係る環境配慮指針」を定めております。そのなかで、小売電気事業者が電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを示す「二酸化炭素排出係数」や「再生可能エネルギー導入状況」などを環境配慮の評価基準を設けています。
と

本市の電気調達に係る指名競争入札におきましては、環境配慮の観点から、この評価基準に適合している小売電気事業者であって、本市の競争入札参加資格を有するものを指名しております。

以上

質問要旨 平成7年以降の公共施設の耐震化については、どのような考え方により現在に至るのか。

答弁要旨

本市におきましては、非常に厳しい財政状況の中、全ての公共施設の耐震化を一斉に行うことは、多額の財政負担を伴うことから困難であり、優先順位をつける中で耐震化の対応を行ってまいりました。

そうした中、本市においては、児童・生徒が利用する学校施設や、災害発生時の対応の拠点となる消防施設を優先して耐震化のための対応を行ってきたところでございます。

以上

久保議員 2007

作成部局 都市整備局

質問要旨 本市、一般住宅の耐震化率は何%か。

答弁要旨

本市における住宅の耐震化率は、平成25年の住宅・土地統計調査の結果をもとにした兵庫県の推計により、約89%となっています。

以上

質問要旨 巨大地震がいつ発生するかわからない中、防災が重要と言っている政策と真逆の数字をどのように説明するのか。

答弁要旨

本市においては、これまで、学校施設や消防施設などを、重点的に耐震化に取り組んできたところではございますが、現在、学校施設を除く公共施設の耐震化率において、延べ床面積においての約62%に留まっている状況でございます。

非常に厳しい財政状況の中ではございますが、公共施設の耐震性の確保は早急に対応しなければならない課題と認識しており、具体的な対応が定まっていない施設については、公共施設マネジメント計画等において、早期にお示ししてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 中核市における旧耐震基準施設の対応状況の表を見てどのように感じるのか。また、市民の生命の優先順位はどのように考えているのか。

答弁要旨

お示しされている資料を見る限り、他都市と比較すると、本市は耐震化の取組に遅れが生じているものと認識しております。

本市といたしましては、市民の生命を守ることが、最優先と考えており、財政状況をはじめとした様々な制約がある中においても、可能な限り耐震化等の取組を進めてきたものと考えております。

先ほどもご答弁申しあげました通り、耐震性を有していない施設のうち具体的な対応が定まっていない施設の対応については、現在、取組を進めている公共施設マネジメント計画等において、早期にお示ししてまいりたいと考えております。

以上

久保議員 2010

作成部局 都市整備局

質問要旨 熊本地震における新耐震基準の木造住宅
の倒壊率と旧耐震の住宅の倒壊率は。

答弁要旨

国土交通省の有識者委員会において、平成28年6月時点における建築物の被害状況の報告として、熊本県益城町^{ましきまち}中心部の木造建築物で建築時期が特定できた1,744棟について、新耐震基準の1,042棟のうち約7.7%の80棟が倒壊し、旧耐震基準の702棟のうち約32.1%の225棟が倒壊したとの調査結果が示されています。

以上

質問要旨 未耐震と分かっている公共施設について、仮に倒壊し、死亡された場合、誰が責任を負うことになるのか。

答弁要旨

法務事務を所管する総務局からお答えいたします。

国家賠償法第2条においては、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったため、他人に損害が生じたときは、公共団体は、これを賠償する責があるとされております。

その設置又は管理に瑕疵があったと見られるかどうかについては、判例において、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものであるとされており、仮定の事実関係のもと、その責任の所在について、一概にお答えすることは困難でございます。

以上

質問要旨 新耐震基準と旧耐震基準の施設で倒壊した場合の過失割合も含め、どのような賠償を負うことになるのか。

答弁要旨 仮に責任も向かわれるとすると国家賠償法第2条であるが、
~~今申し上げたとおき~~、その設置又は管理に瑕疵があったと見られるかどうかについては、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものであるとされており、仮定の事実関係のもと、お尋ねの市の賠償責任や過失割合などについて、一概にお答えすることは困難でございます。

以上

質問要旨

附属機関の委員の人選及び任期について、現状のまままでよいとは考えていないということでしょうか。指針は守るべきだと考えているのか。

答弁要旨

附属機関の委員の人選等につきましては、「附属機関の活性化に関する基本的な指針」に示す基準を超えて就任していただいていることもございますが、原則としてその附属機関の設置の趣旨、並びにその方のもつ幅広い知識と高度の専門性を考慮し、委嘱や更新の際に、その附属機関が活動する上において委員として最もふさわしいと考える方に、ご就任していただいているところでございます。

以上

質問要旨

101の機関の内、任期において指針にそぐわない機関のカテゴリーと機関数並びに指針から逸脱している機関との関係はどのようになっているのか。

答弁要旨

附属機関は、行政執行のために必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関であり、その委員の選任につきましては、(先ほどご答弁いたしましたとおり、)その附属機関の設置の趣旨、並びにその方のもつ幅広い知識と高度の専門性を考慮し、最もふさわしいと考える方にご就任いただいているところでございます。

そのような中で、指針で定める基準の10年を超える期間継続して委員を任命している附属機関は101機関の内、現在20機関でございます。

これらの20機関について、カテゴリー別に分類いたしますと、大きく3つに分類することができます。

その分類と附属機関数をそれぞれ申し上げますと、まず1つ目に「附属機関の構成に必要な団体からご推薦いただいた結果、10年の期間を越しているもの」が7機関、

(次ページへ続く)

2つ目に「学識経験者などその方のもつ高度の専門性を求めた結果、余人に代え難いものとして、10年の期間を越しているもの」が13機関、3つ目に「委員の担い手そのものが不足しているため、連続して任用を求めた結果、10年の期間を越しているもの」が3機関となっており、この合計から、これらのカテゴリーが重複している3機関を差し引きますと、計20機関となるものでございます。

以上

質問要旨

指針にそぐわない機関については特例を設けた上で、指針の内容を条例あるいは規則で定めるべきだと考えるがどうか。

答弁要旨

当然のことではございますが、条例や規則といった法令により指針の内容を定めることにつきましては、行政運営のルールを厳格に執行するものとして、それなりの意味を有するものであるということは十分承知いたしておりますが、附属機関の活性化を図っていく中におきましては、現在のように本指針において弾力的に運用することもメリットがあるものと考えております。

以上

質問要旨

いつまでにどのように改善していくのか。

答弁要旨

先程、ご答弁申し上げました通り、今後につきましても、本指針に基づいた運用を遵守するよう周知を図ってまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

委員を内部的に任命している部分が執行機関の御用機関や執行機関の責任を転嫁するための隠れ蓑と思われる部分と考えるがどうか。

答弁要旨

附属機関の委員の選定方法につきましては、当該附属機関の設置の趣旨・目的や、委員の選出区分を踏まえた中で、公募がふさわしい場合については、委員決定までのプロセスを明らかにする中で公募を行っておりその透明性を確保しております。

一方で、学識経験者などの幅広い知識や高度の専門性を有する方については、直接の依頼や関係団体への推薦依頼などにより就任をお願いしているものであり、一律にそのプロセス全てを公開することは、円滑な人材確保といった観点から馴染みにくいものと考えております。

以上